

○国立大学法人北見工業大学職員の懲戒の取扱規程

(平成16年4月1日北工大達第21号)

改正 平成18年北工大達第13号 平成19年北工大達第36号
平成29年3月9日 平成30年12月13日

(趣旨)

第1条 国立大学法人北見工業大学(以下「本学」という。)における職員の懲戒については、国立大学法人北見工業大学職員就業規則(平成16年北工大達第7号。以下「就業規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(懲戒の原則)

第2条 職員の懲戒処分は、役員会の審査を経て、学長が行う。

2 教員については、審査事案により、教育研究評議会で審査のうえ、前項の規定を適用する。

3 懲戒処分は、就業規則第39条各号に掲げる事由(以下「懲戒事由」という。)に該当する行為でなければ、これを行うことはできない。

4 懲戒処分は、同一の行為に対して、重ねて行うことはできない。

5 懲戒処分は、同じ程度に違反した行為に対して、就業規則第40条各号に掲げる懲戒の種類・程度が異なってはならない。

(懲戒処分の量定)

第3条 量定の決定に当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮の上、決定するものとする。

(1) 非違行為の動機、態様及び結果

(2) 故意又は過失の程度

(3) 非違行為を行った職員の職責及びその職責と非違行為との関係

(4) 他の職員及び社会に与える影響

(5) 過去の非違行為の有無

(6) 日頃の勤務態度及び非違行為後の対応

2 量定については、別に定める「国立大学法人北見工業大学懲戒処分の指針」(以下「指針」という。)による。ただし、個別の事案の内容によっては、指針を参考に決定する。

3 指針に掲げられていない非違行為は、指針に掲げる取扱いを参考として判断し、懲戒処分とすることがある。

(審査の申立て等)

第4条 所属する組織の長は、所属する職員に係る審査事案が発生したときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、処分の検討が必要と認めたときは、学長に対して審査申立てを行うものとする。ただし、ハラスメントに係る事案については、国立大学法人北見工業大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成16年北工大達第114号。)に定めるところによる。

2 学長は、所属する組織の長から審査申立てがあったときは、役員会に付議するものとする。

3 学長は、第1項による所属する組織の長からの審査申立てがなかった場合でも、処分の検討が必要と認めたときは、役員会に付議できるものとする。

(調査委員会の設置及び構成)

第5条 役員会は、必要があると認めるときは、調査委員会を設置して、事実の審理を行わせることができる。

2 教員の懲戒に関する調査委員会は、教育研究評議会の下に設置し、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長
- (2) 学長が指名する者 若干人

3 教員以外の職員の懲戒に関する調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 学長が指名する者 若干人

4 第2項及び第3項の調査委員会に委員長を置き、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、調査委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(調査委員会の責務及び権限)

第7条 調査委員会は、公平性、中立性を維持し、その審理を行わなければならない。

2 調査委員会は、審理に当たっては、審理を受ける者又はその代理人に十分な反論の機会を与えなければならない。

3 調査委員会は、必要があると認めるときは、審理を受ける者又はその代理人の出頭を求めて調査することができる。

4 調査委員会は、審理、調査の結果に基づき、審査報告書を作成し、教育研究評議会又は役員会に報告しなければならない。

5 前項に定めるもののほか、調査委員会に関し必要な事項は、役員会の承認を得て調査委員会が定める。

(役員を除斥)

第8条 役員会の審査において、特別の利害関係を有すると認めた役員は、審査及び議決権の行使を行うことができない。

(審査事由説明書の交付)

第9条 学長は、審査を行うに当たっては、その職員に対し、審査の事由を記載した説明書(以下「審査事由説明書」という。)を交付しなければならない。

2 審査事由説明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 審査を受ける者の氏名、職名、職務の級及び所属等
- (2) 処分の種類及び程度
- (3) 根拠規程
- (4) 審査の理由
- (5) 審査をすることを決定した年月日
- (6) 役員会に対して口頭又は書面で陳述することを請求できる旨の教示及びその請求期間

3 学長は、審査を受ける職員が前項の審査事由説明書を受領した後14日以内に請求した場合には、その職員に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。

(陳述の請求)

第10条 審査を受ける者が、前条第3項の規定により陳述する機会を請求する際には、次に掲げる事項を記載し、請求者が署名押印した陳述請求書により行わなければならない。

- (1) 請求の理由(審査事由説明書に対する不服の理由)

(2) 陳述の方法(口頭陳述又は書面陳述のいずれかの選択)

(3) 参考人の要否

2 陳述請求書は、正副各1通を提出しなければならない。

3 陳述請求書の記載を変更しようとするときは、速やかに書面をもって届け出なければならない。

4 陳述請求書には、資料を添付することができる。

5 請求者が参考人を希望するときは、参考人の氏名、住所、職業及び役職、必要とする理由並びに陳述の要旨を記載した参考人希望理由書を併せて提出するものとする。

(措置の決定及び通知)

第11条 学長は、陳述請求書を受理したときは、その措置を決定し、その結果、次に掲げるもののうち必要と認められる事項を次条第1項の日時又は第13条第1項の日の少なくとも7日前までに請求者に書面で通知しなければならない。

(1) 口頭陳述の場合は、陳述要旨の提出期限、出頭の日時、場所及び陳述時間

(2) 書面陳述の場合は、提出期限及び陳述書の字数の範囲

(3) 参考人の採否

(4) その他必要と認める事項

(口頭陳述)

第12条 口頭で陳述する場合には、請求者は、前条の通知により、学長が定める日時に出席しなければならない。

2 前項の日時に正当な理由なく出席せず、又は出席しても陳述しない場合には、陳述の請求を取り下げたものとみなす。

3 病気その他やむを得ない理由で第1項の日時に出席することができない場合には、その理由を証明する書類を添付した理由書を提出しなければならない。

(書面陳述)

第13条 書面で陳述する場合には、請求者は、第11条の通知により、学長が定める日までに陳述書を提出しなければならない。

2 前項の日までに正当な理由なく陳述書を提出しなかった場合には、前条第2項の規定を準用する。

3 病気その他やむを得ない理由で第1項の日までに陳述書を提出することができない場合には、前条第3項の規定を準用する。

(陳述請求の取下げ)

第14条 陳述の請求は、第12条第1項の日時又は前条第1項の日までは、これを取り下げることができる。

2 前項の取下げは、書面によらなければならない。

(懲戒処分書及び審査決定書の交付)

第15条 懲戒処分は、職員に懲戒処分書及び審査決定書を交付して行わなければならない。

(懲戒処分の効力)

第16条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書及び審査決定書を職員に交付したときに発生するものとする。

2 前項の文書の交付は、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を官報に掲載することをもってこれに替えるものとし、掲載された日から2週間を経過したときに文書の交付があったものとみなす。

(懲戒処分の通知)

第17条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、被処分者が所属する組織の長へ懲戒処分書及び審査決定書の写しを交付することにより通知しなければならない。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 施行日以後、施行日前に行われた非違行為等が発覚した場合は、この規程により懲戒等を行うことができる。

附 則(平成18年北工大達第13号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年北工大達第36号)

この規程は、平成19年3月14日から施行する。

附 則(平成29年3月9日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月13日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。